様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

6 年 6 月 17 日

都道府県知事
（市長）　高松市長　殿

提出者
住　所　高松市番町４丁目１番３号
氏　名　高松赤十字病院　院長　中山　正吾
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０８７―８３１－７１０１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高松赤十字病院
事業場の所在地	高松市番町４丁目１番３号
計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	５６４床
③従業員数	1142人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

院内感染対策委員会

⇩

院内感染対策チーム（ICT）

（特別管理産業廃棄物管理責任者）

【運用】

各階の感染性廃棄物保管場所から外部委託業者が建物全体の廃棄物保管庫まで収集運搬を行う

⇩

廃棄物保管庫に一時保管された感染性廃棄物を、外部委託業者が収集し処分場に運搬し最終処分を行う

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　出　量	１６１．５９５ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、分別方法の整理が行えたことで微量ではあるが廃棄量が減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　出　量	１６０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 各部署において引き続き分別を徹底していくこととする。また廃棄量の多い手術室等において可能な範囲で分別方法の変更を現在検討している。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別管理産業廃棄物については鋭利なもの、それ以外のものの2種類に分別しており、容器を分けて廃棄している。分別方法は発生現場での人的分別であり、分別するための施設等は特に無し。

	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場での分別を徹底する。

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	①現状	【前年度（令和４年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 廃棄物の特質上、困難である。	
	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 今後も実施の予定なし。	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	①現状	【前年度（４年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 廃棄物の特質上、困難である。	
	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

		（今後実施する予定の取組） 今後も実施の予定なし。

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の特質上、困難である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も実施する予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	１６１.５９５t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	１６１.５９５t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>１６０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>１６０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

各現場での分別を徹底する。
定期的に処分場の視察を行い、廃棄物の増減確認及び院内から適切に排出できているか、処分場にて適正処理が行われているかを確認する。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和５年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>１６１.５９５ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

病院の廃棄物（ゴミ）の種類と最終処分場までの流れ

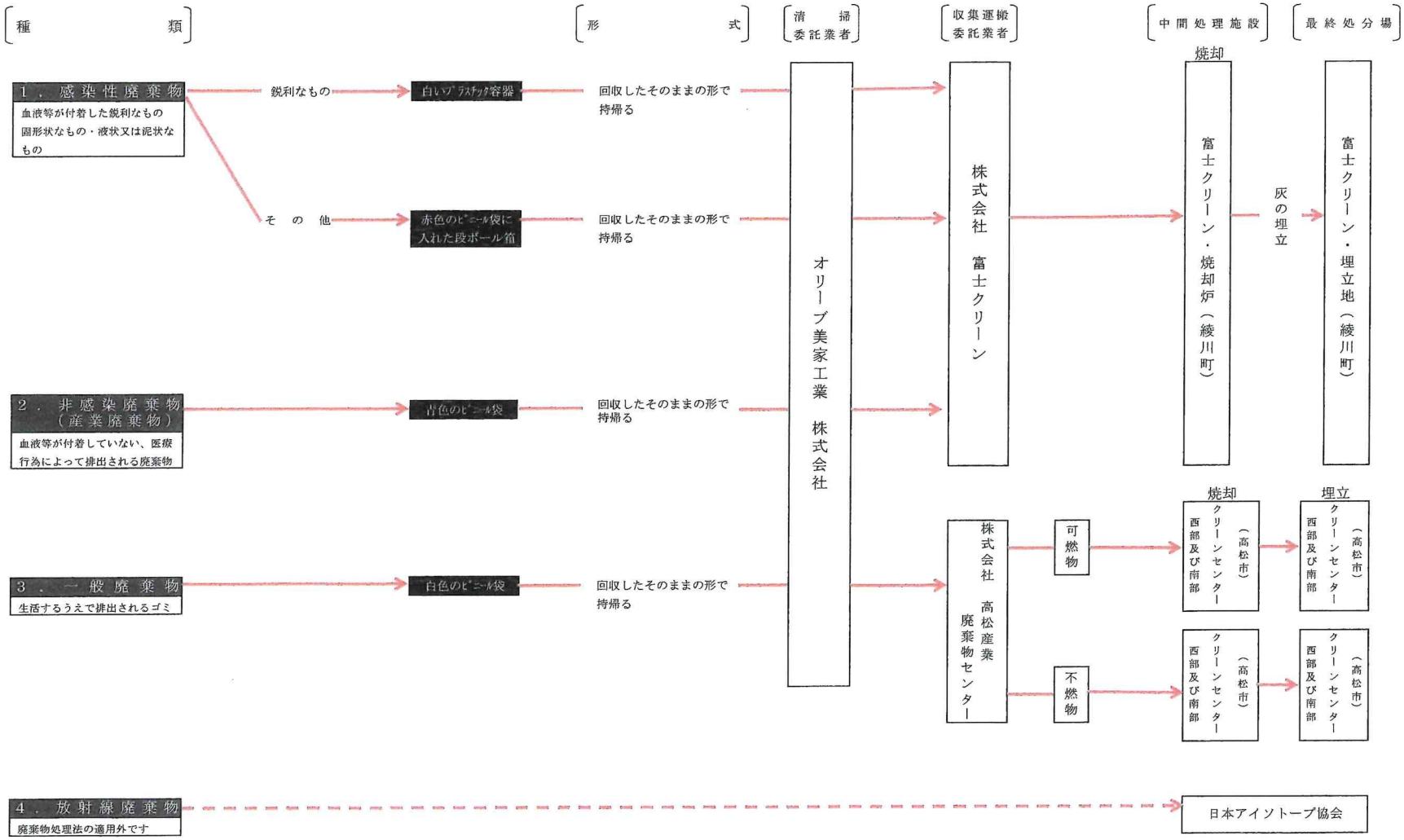

別紙1

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。